

清瀬市 教育の情報化推進計画

令和2年12月

清瀬市教育委員会

目次

はじめに	-----	2
第1章 教育の情報化推進計画について	-----	3
第1節 計画策定の主旨		
第2節 計画の位置付け・計画期間		
第2章 教育の情報化の方向性について	-----	4
第1節 情報活用能力の育成について	-----	5
第1項 情報活用能力の資質・能力の育成のためのカリキュラム・マネジメント		
第2項 情報モラル教育について	-----	6
第2節 教科指導における ICT 活用について	-----	7
第1項 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について		
第2項 校外での ICT の活用について	-----	8
第3項 教員の ICT 活用指導力の向上について	-----	9
第3節 特別支援教育における ICT の活用について	-----	10
第1項 障害の特性に応じた活用		
第4節 校務の情報化について	-----	12
第1項 校務支援システムの活用について		
第5節 家庭・地域との連携	-----	13
第1項 家庭・地域への情報発信について		
第3章 学校における ICT 環境整備について	-----	14
第1節 学校情報セキュリティの確保		
第2節 教育の情報化を推進、支援する体制の充実		
資料	-----	16

はじめに

清瀬市教育委員会においては、第4次長期総合計画の基本理念「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の視点に立ち、第2次清瀬市教育総合計画マスタープランを策定し、具体的な教育改革を進めてきました。清瀬市教育の情報化推進計画は、その一環として今後継続的に推進していくものです。

国や都における教育の情報化推進の流れは、ここ数年で大きく加速し、「Society5.0」の時代を見据え、GIGAスクール構想の実現に向けた様々な取組を展開しています。また、先般、令和2年6月には、国から新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童・生徒の「学びの保障」総合対策パッケージとして、子供たちの学びを支えるための支援策が示されました。

今後、社会全体が、長期間にわたり、感染症対策と子供たちの健やかな学びを両立し、新学習指導要領が目指す学びを着実に実現できるよう、清瀬市においても、あらゆる手段により、子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障していかなければなりません。

清瀬市では、これまで平成28(2016)年度から3年間をかけて市立小・中学校全校に47台のタブレット端末を配備するなど、環境整備を進め、教育の情報化に向けて準備を進めてきました。

また、学校では、様々な教育活動に積極的かつ計画的にICT機器を導入し、教師がより分かりやすい授業を実現するため、試行錯誤を繰り返してきました。結果、子供たちは、主体的に学習に取り組むことが可能となり、情報リテラシーや、安全に情報を活用してコミュニケーションを豊かにするための情報モラル等の学習に励んでいます。

これからの学校では、ICT機器は、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場で必要不可欠なものとなるでしょう。そして、子供たちは、これらを当たり前のように使いこなして、未来社会をたくましく生き抜くための「資質・能力」を身に付けていくことになります。

今後、臨時休業が再び起きたとしても、学校とのリアルタイムでの相互通信を可能とし、学びを止めることなく多様な学びを展開できるようにするためにも、これまで以上に教育の情報化を進めていかなければならないと確信しています。

これらの実現のために、これからもより一層、行政、学校、地域・保護者が一体となって、清瀬市の「教育の情報化」を意図的・計画的に推進する必要があります。引き続き、責任をもって計画実行に努めてまいります。

令和2年12月

清瀬市教育委員会 教育長 坂田 篤

第1章 教育の情報化推進計画について

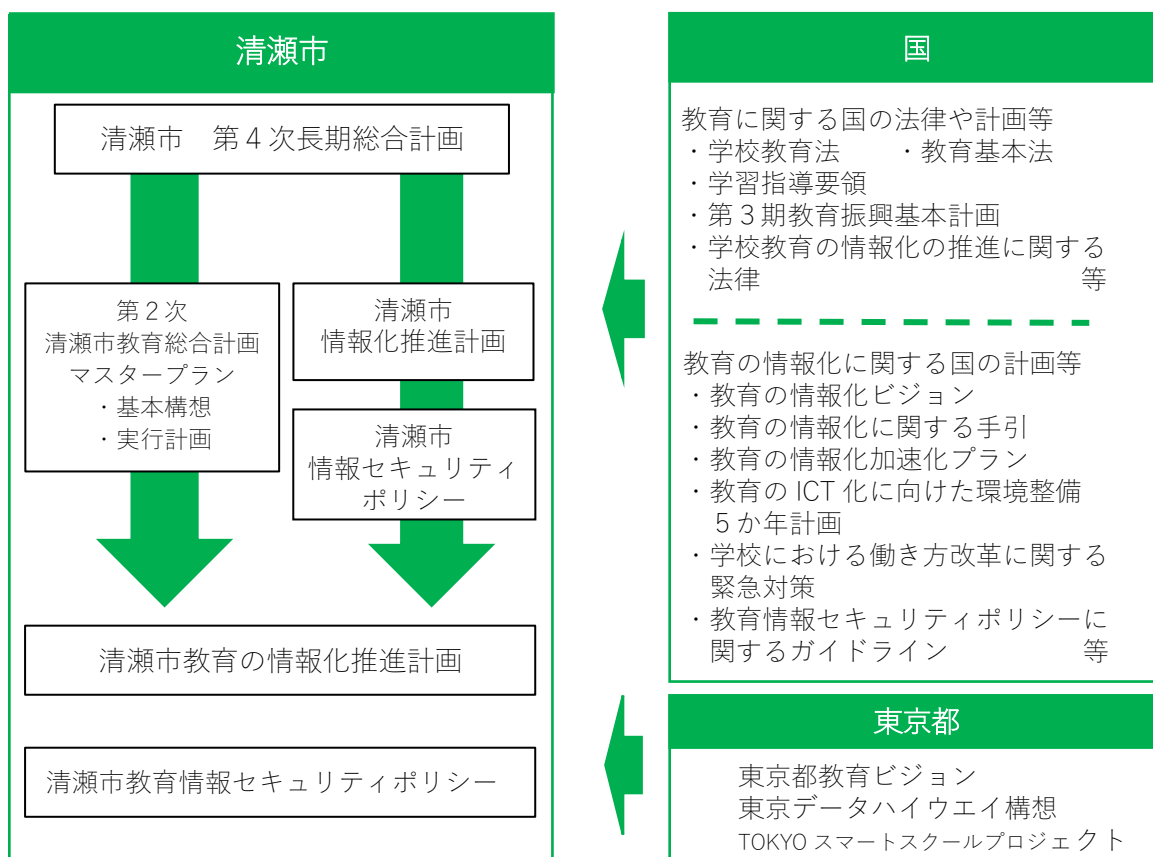
第1節 計画策定の主旨

本計画は、「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」の具現化を図るために策定した第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの一環として今後継続的に推進していくものである。本推進計画は、ICT 機器を活用した教育環境の充実とともに教員の ICT 活用指導力の向上を図り、全ての児童・生徒に差が生じることなく、個性や能力に応じた教育や子供たちの情報活用能力の育成に向けて、清瀬市の「教育の情報化」を意図的・計画的に推進していく5年間の行政計画である。

第2節 計画の位置付け・計画期間

本推進計画は、「学校教育の情報化の推進に関する法律」（第9条）に示された都道府県学校教育情報化推進計画を基本として、清瀬市における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画（「市町村学校教育情報化推進計画」）に位置付けるとともに、「清瀬市第4次長期総合計画」、「第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン」、「教育の情報化に関する手引き」（令和元年12月文部科学省）に基づき、清瀬市立学校の教育の情報化を推進するための計画である。

計画期間は、令和2年12月から令和7年11月までの5年間とし、必要に応じて改定を行う。



第2章 教育の情報化の方向性について

文部科学省が、令和元年12月に策定、令和2年6月追補版が公開された「教育の情報化に関する手引」¹では、教育の情報化の背景として「将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力が求められる。加えて、今後の我が国においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による、労働力の不足や公共サービスの低下などが懸念されており、ICT²、AI³、ロボットなどの活用は経済社会水準の維持のためにも不可欠である。現在の子供たちが活躍する時代の社会では、AIやロボット、IoT⁴などをはじめとする情報技術は生活の中で当たり前のもので存在している」とし、これらの情報技術を手段として効果的に活用していくことの重要性を示している。

また、学校における教育の情報化を推進していく上での重要な取り組みとして、次の3点が挙げられている。

① 情報モラルについての指導の充実

スマートフォンやSNS⁵が急速に普及し、その利用も低年齢化する中、これらの利用を巡るトラブルなども増大しており、子供たちには、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラルを身に付けさせていく必要がある。

② 日常的にICTを活用できる環境の整備

社会生活の中でICTを日常的に活用することが当たり前の世の中となる中で、社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても日常的にICTを活用できる環境を整備し、活用していくことが不可欠である。

③ ICTを活用した情報共有によるきめ細かな指導の実現及び教職員の校務⁶の負担軽減

ICTは、教師の働き方改革や特別な配慮が必要な児童・生徒の状況に応じた支援の充実などの側面においても、欠かせないものとなっている。これからの学びにとっては、ICTはマストアイテムであり、ICT環境は鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとなっていることを強く認識し、その整備を推進していくとともに、学校における教育の情報化を推進していくことは極めて重要である。

これからの、情報通信技術を活用することが極めて一般的な社会にあって、学校教育の場において、社会で最低限必要な情報活用能力を確実に身につけさせて社会に送り出すことは、学校教育の責務であるとし、情報教育の重要性が示されている。

¹ 文部科学省「教育の情報化に関する手引」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

² ICT：Information and Communications Technology（情報通信技術）

³ AI：Artificial Intelligence（人工知能）

⁴ IoT：Internet of Things

⁵ SNS：Social Networking Service

⁶ 校務：学校運営に必要なすべての仕事を包括的に示したものであり、内容を「教育内容の管理」「人的管理」「物的管理」「運営管理」に大別することができる。

第1節 情報活用能力の育成について

第1項 情報活用能力等の資質・能力の育成のためのカリキュラム・マネジメント

児童・生徒の発達の段階を考慮し、コミュニケーション能力（言語能力）、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成・実施を図る。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
意図的・計画的な活用能力の育成		 各校での意図的・計画的な実践・公開				
情報活用能力育成カリキュラムの開発		 パイロット校	 研究指定校での開発	 全校への展開		

R3 パイロット校 → R3 研究指定校 → 全校研究校

(1) 教育委員会における取組






- 情報活用能力については、小中学校が連携して ICT 機器を活用して意図的・計画的に育成が図られるよう、校長による経営計画及び教育課程に明記し、年間指導計画等に位置付けるよう各校に指導・助言を行う。
- 児童・生徒の発達段階に応じた ICT 機器を活用した資質・能力の育成のための教員向けの指導書「清瀬市 ICT を活用した授業の手引き」（仮）を作成し情報提供を行う。
- ICT 機器を活用した、小中学校の9か年の情報活用能力のカリキュラム(学習プログラム)を研究指定校（令和3～5年度）により開発を進め、その成果を全校に広げる。

(2) 学校における取組

- ICT 機器を活用して情報活用能力等の資質・能力の育成を意図的・計画的に実施するため、経営計画の立案及び小中学校が連携した教育課程の編成を行う。
- 児童・生徒の実態を踏まえ発達段階や教科のねらい等を達成するとともに、ICT 機器を活用した資質・能力を育成する授業づくりを展開する。
- 「清瀬教育の日」に保護者や地域の方へ各校での ICT 機器を活用した授業を公開する。

第2項 情報モラル教育について

児童・生徒が実社会に出て、インターネット等を介した情報を安全に利活用することができる力を身に付けるために、小中学校の9か年を通して児童・生徒の発達段階に応じた指導を展開する。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
情報モラル教育の教員研修		 ルールの見直し、集合研修や校内OJT研修				
情報モラル教育における家庭・地域との連携		 保護者会や授業公開等での啓発				
情報活用能力育成カリキュラムの開発		 パイロット校	 研究指定校での開発	 全校への展開		

(1) 教育委員会における取組

- 各校で、「端末使用のルール」や「SNSルール」などの見直しを促し、計画的な指導を行うよう指導・助言する。
- 教員の情報モラルに関して、集合研修や校内OJT研修において、コミュニケーションツールの使い方、著作権、肖像権等について理解を深められるように研修を行う。
- 各学校で保護者会や「清瀬教育の日」等の授業公開日において、保護者や地域の方に、情報モラル教育を広く知らせる場を設定し、学校と保護者との連携を深める。
- 情報モラル教育について、小中学校が連携してICT機器を活用した学習のモデルカリキュラムを開発する。

(2) 学校における取組

- 児童・生徒の実態に応じて「端末使用のルール」や「SNSルール」を見直し、策定する。
- 警察等の公的機関や携帯電話会社等の民間企業をはじめ、外部機関と積極的に連携し、情報モラル教育についての教材研究を行ったり、各校における「SNSルール」について理解を深めたりして、教員の資質を高める研修を行う。
- 保護者会や「清瀬教育の日」等の授業公開日において、情報モラル教育について、家庭・地域に情報発信を行い、理解を促進する。
- 情報モラル教育について、小中学校が連携してICT機器を活用した学習の教材研究を行う。

【地域・保護者への働きかけ】

- 情報モラル教育の一環として、学校・家庭・地域の連携による、児童・生徒自身が主体的に情報機器を適切に利用できるようなする取組を促進するために、端末の使い方などについて、家庭への啓発を行う。
- 各家庭におけるSNSの利用ルールを定め、個人情報の取扱いについて、各家庭でもモラル

を守るよう呼び掛ける。

- SNS の普及から個人情報を取り扱うリスクについて、被害者だけでなく法的ペナルティを課せられる加害者にもなり得ることを児童・生徒と共に保護者にも呼び掛ける。
- 著作権や肖像権等に関して理解を深め、不必要に児童・生徒の画像、動画の撮影をし、SNS などに掲載することがないように呼び掛ける。
- 学校公開等において、親子で端末についての安全な使い方や情報モラルについての理解を呼び掛ける。例としては、個人情報の取扱い、インターネットや SNS でのルール、著作権等について取り扱う。

第2節 教科指導における ICT 活用について

第1項 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善について

児童・生徒一人一台の端末の学習環境を生かし、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する。学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性の涵養」、生きて働く「知識・技能の習得」、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等の育成」「郷土清瀬を誇りとし、持続発展の主体となる力」といった、これからの社会に必要となる資質・能力を育成する。また、端末を効果的に活用し、これからの社会に必要となる資質・能力の育成についての実践・研究を行う。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
「清瀬市 ICT を活用した授業の手引き」(仮)等の活用	授業改善のための実態把握	「清瀬市 ICT を活用した授業の手引き」(仮)等の作成		各校での活用		
情報活用能力育成カリキュラムの開発	パイロット校	研究指定校での開発		全校への展開		

(1) 教育委員会における取組

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を推進する。また、授業での探求プロセスにおける様々な場面において、ICT を効果的に活用することで、各教科等での学びをつなぎ、STEAM 教育⁷を推進する。個々の教員の創意工夫により実践されている効果的な ICT 機器の活用事例を市内の学校に周知し普及する。「清瀬市 ICT を活用した授業の手引き」(仮)の取組や活用研修を実施し、教員の ICT 活用指導力の向上を図る。
- 学校が有する児童・生徒の状況に関する様々な情報を分析し、小中学校が共有するとともに課題やその解決策を可視化し、基礎的な学力の定着や進路実現に向けた学力の伸長といっ

⁷ STEAM 教育：Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学習

た児童・生徒一人一人の状況に応じて最適化する。

- 研究指定校（令和3～5年度）により小中学校の9か年を通じた教科等での活用実践の開発を進め、その成果を全校に広げる。

(2) 学校における取組

- 端末を活用し、「児童・生徒が自ら必要な情報を集めて課題を解決する」、「コミュニケーションを通じた学び合いを実現する」、「自分の学力や興味・関心に応じた問題に繰り返し取り組む」など、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行い、個に応じた多様な学習を行う。
- 学習履歴等のデータを活用し、学びの個別最適化を行い、小中学校が連携した指導を行う。

【地域・保護者への働きかけ】

- 公開授業や親子教室等、保護者や地域の方が参加する会を開催し、学校のICT教育への理解・啓発を図る。
- ICT機器を活用した学習を充実したものにしていくために、学校運営連絡協議会や学校支援本部等を通して地域・保護者の理解を深める。また、授業やクラブ活動でのICTの技術支援などを呼びかけ、地域の方に学校の支援協力を依頼する。

第2項 校外でのICTの活用について

誰もがいくつになっても学び直し、新しいことにチャレンジでき、また、家庭の経済事情にかかわらず、夢に向かって挑戦できるよう、一人一人の環境を整備する。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
家庭や学校外でのICT活用			個別最適化された学びを推進			
諸事情により学校に通えない児童・生徒への学習機会の提供		学習機会の提供				
校外、遠隔地を含む他地域との交流学習	環境構築		コミュニケーションツールの活用			

(1) 教育委員会における取組

- 基本的な生活習慣の育成とともに学校外でのICT機器の活用を推進し、家庭・地域などとも連携しながら情報活用能力の育成を図る。
- ICT機器を活用して、諸事情により学校に通えない児童・生徒への学習機会を提供する。
- 学校外での使用や遠隔地との交流学習において、ICT機器を活用するための必要なシステム設定を行い、活用方法を習得するための研修を行う。

(2) 学校における取組

- 可視化されたデータを活用し、個々の児童・生徒に応じて、ICT 機器を活用した教材や支援機器の効果的な活用を行う。
- 端末の持ち帰りの推進を行う。
- 基本的な生活習慣の育成とともに学校外での使用については、家庭・地域などとも連携しながら情報活用能力の育成を行う。
- ICT 機器を活用して、諸事情により学校に通えない児童・生徒への学習機会を提供する。

【地域・保護者への働きかけ】

- 学校・地域・家庭がそれぞれの立場から児童・生徒の教育に責任をもち、それぞれの教育機能をいかんなく発揮できる取組を行う。教育委員会及び学校は、相互に連携協力しながら児童・生徒を支え、育むために、保護者会や PTA 等と使用に関するルールなどの策定において連携を深める。
- 家庭での活用においては、学期期間中及び長期休業期間中に、それぞれに適切なシステムの設定（フィルタリング等）を行うことについて、理解・啓発を図る。

第3項 教員の ICT 活用指導力の向上について

情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータ等の情報手段を適切に活用した学習活動を充実することや、個に応じた指導の充実を図る際に、情報手段を活用することが求められていることから、教員の ICT 活用指導力の向上を図る。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
情報化を推進する中核的なリーダー育成と校内研修の推進		 校内 OJT 研修の推進				
教育指導課等による、ICT 活用研修の充実		 課題別研修・担当者研修				

(1) 教育委員会における取組

- ポータルサイト⁸の活用や指導課訪問等を通じた「清瀬市 ICT を活用した授業の手引き」（仮）等の活用や教育研究会及び小中学校との連携により、端末、ICT 機器を効果的に活用した授業の充実・改善を推進し、研修を充実させる。
- 校長会や初任者研修会等において、ICT を活用したオンラインによる運営を積極的に進める。
- 校長会、副校長会、教務主任会、生活指導主任会、研究主任（学力向上担当者）会、ICT 担

⁸ ポータルサイト：Web ページへアクセスするための検索エンジンをはじめ、コンテンツのリンク集が設置された Web サイトのこと

当者会等において、教育の情報化に関する情報発信を図り、理解を深める。

- 指導課等により、ICT 活用研修や課題別研修、担当者研修を行う。
- 大学の研究者や外部の有識者と連携し、研修をより効果的に実施する。

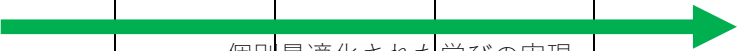
(2) 学校における取組

- 情報化を推進する中核的なリーダーを育成し、校内研修の推進を行う。
- 指導課等の ICT 活用研修への参加をする。
- 校長連絡会等、学校間の情報交換においては ICT を活用したオンラインでの運用を積極的に進める。

第3節 特別支援教育における ICT の活用について

第1項 障害の特性に応じた活用

誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを実現する。特別な才能を有したり、支援を必要とする児童・生徒に対して、その特性や障害の状態及び心身の発達段階等に応じて活用することにより、個々の児童・生徒が有する能力を最大限に伸長するとともに学習上又は生活上の困難を改善・克服させ、指導の効果を高める。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
ICT の特性や強みを生かした学習機会の提供						
		個別最適化された学びの実現				

(1) 教育委員会の取組

- 適切な教材の活用や児童・生徒の特性に合った支援機器等を使用し、学びにくさを補うための ICT 機器の環境整備を行う。
- 小中学校の連携により特別支援学級、特別支援教室、教育支援センター等での ICT 機器を効果的に活用した学習の充実を図る。

(2) 学校の取組

- 適切な教材の活用や児童・生徒の特性に合った支援機器等を使用し、学びにくさを補うためのソフトウェアの環境整備を行う。
- 個々の児童・生徒が、学習を進める上でどのような困難があり、どのような支援を行えばその困難を軽減できるかという視点から授業改善を行う。
- 特別支援学級、特別支援教室、教育支援センター等での ICT 機器を効果的に活用した学習の充実を図る。

【地域・保護者への働きかけ】

- 特別な才能を有したり、支援を必要としたりする児童・生徒は、その特性や障害の状態等により情報の収集、処理、表現及び発信などに固有の傾向を示したり、困難さを伴ったりすることが多い。そのため、情報化社会の恩恵を十分に享受するためには、個々の実態に応じた情報活用能力の習得が必要であり、家庭でも ICT 機器等の使い方についての支援や協力の体制を構築する。

第4節 校務の情報化について

第1項 校務支援システムの活用について

教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図り、ICT機器を活用した学校における働き方改革の取組を行う。働き方改革の推進を通して、校務を効率化・統合化し、教員の校務事務に関わる時間を軽減して、教材の準備、研究実践や児童・生徒と向き合う時間を確保し、教育活動の質の改善を行う。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
校務作業の効率化						
出退勤管理システムの運用						

(1) 教育委員会における取組

- 教員の働き方改革の観点から、校務支援システムの有効的な活用、業務の効率化を推進する。
- 紙の帳票・補助簿の見直しを行い、校務支援システムを利活用することで、諸帳簿の電子化を推進する。
- 小中学校における教員の在校時間を把握するため、出退勤時刻（勤務時間）の管理をシステム化し、教育管理職を含む教員が時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進する。
- 各学校・各教員が容易にアクセス可能なデータサーバー環境を維持し、調査や依頼等の書式の統一することにより、集計や分析が可能になるように推進する。
- 学校で行われる学習活動、学校運営に必要な ICT 機器の活用ができるよう、ICT 支援員やヘルプデスクとの連携を図る。
- 教育の情報化に伴うシステムの導入についての理解と研修を行い、利活用を促進する。
- 学校での使用状況を把握し、継続してシステムの改善を行う。
- 校務支援システムの入替に際しては、検討委員会及び選定委員会を設ける等、教育委員会と学校の両者の意見を十分に取り入れる体制を作り、学校現場において十分に活用できる統合的なシステムを導入する。

(2) 学校における取組

- 教員の専門性が求められる業務を精選し、教員以外の者が担うことができるものについては、役割分担の見直しや ICT 化の推進等に取り組む、教員の負担を軽減する。
- 校務支援システムの活用により、複数の書類の入力情報を一元管理し、書類のペーパーレス化を行い、複数の紙の書類を作成していた作業量や作業時間を軽減する。
- 校務支援システムの利活用で得られた知見を学校間や教員間で共有する。

第5節 家庭・地域との連携

第1項 家庭・地域への情報発信について

家庭・地域とのコミュニケーションについて、紙による情報伝達だけでなく、デジタルによる情報発信を行い、学校と保護者や地域との連携強化を図る。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
学校ウェブサイト等を活用した情報発信力の強化			保護者・地域への情報発信			

(1) 教育委員会における取組

- 学校公開等の情報をウェブサイト等で情報発信できるよう学校の支援を行い、保護者・地域との情報共有を促進する。
- 緊急メールシステムや端末等を活用して、児童・生徒の安全・安心情報の提供を行い、保護者との連絡を円滑に行う。

(2) 学校における取組

- 学校公開等の情報を学校ウェブサイト等で情報発信して保護者・地域との情報共有を行う。
- 緊急メールシステムや端末等を活用して、児童・生徒の安全・安心情報の提供を行い、保護者との連絡を円滑に行う。

【地域・保護者への働きかけ】

- 学校ウェブサイト等のインターネットを活用した情報発信についての理解と利用について周知する。

第3章 学校における ICT 環境整備について

第1節 学校情報セキュリティの確保

学習活動に必要な情報を容易に入手できるように情報システムを整備し、迅速に正確な情報の提供ができるようにする。同時に、個人情報を保護し、情報セキュリティの確保に努め、児童・生徒の情報資産を適切かつ安全に管理する。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
教育委員会、各学校における教育情報セキュリティポリシーの設定						
			見直し後	運用		
端末等の ICT 機器の取り扱い方の指導						
			端末使用のルール等の指導			

(1) 教育委員会における取組


- 「清瀬市学校教育情報セキュリティポリシー」を基本とし、教育関係者が遵守すべきセキュリティの基本理念を共有する。
- 児童・生徒を有害情報から守り、被害を予防するために、端末へのフィルタリングを設定する。
- 現行システムで使っていたデータの移行を推進し、不必要な ICT 機器の廃棄を促進する。

(2) 学校における取組

- 「清瀬市学校教育情報セキュリティポリシー」に基づき、個人情報の移動と運用について実施手順を策定し、校内の個人情報についての情報漏洩を防ぐ。
- 学習活動に必要なデータの整理とデータの移行を行う。
- 不必要な ICT 機器は廃棄する。
- サービスの厳正とともに、校内 OJT 等の研修を活用して、教職員のセキュリティに対する意識を高める。

第2節 教育の情報化を推進、支援する体制の充実

学校の ICT 環境整備については、情報セキュリティ面も含めて関係部局と連携して計画していくことが重要である。なお、ネットワーク、機器等の保守管理は教育委員会が行い、学校や教師に負担がかからないよう配慮する。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
教育委員会及び学校の管理職の役割						
			教育の情報化の推進			
ICT 支援員をはじめとした外部人材など、外部資源の活用						
			人材の活用			

(1) 教育委員会における取組

- 校長会等において、情報発信を行い、組織的に ICT の利活用を進める。
- 教育委員会において学校との連携を密にし、校務支援システム等の利活用を進める。
- 協働学習ツールや個別ドリル学習ツール、コミュニケーションツール、デジタル教科書を整備する。
- インターネット検索や適切なフィルタリングができるようシステム構築を行う。
- 外部人材の活用を促進し、授業や研修の充実を図る。
- ICT 支援員やヘルプデスクを充実させ、教育の情報化が推進できるよう支援する。

(2) 学校における取組

- 学校支援本部等を通じて、外部人材など外部資源の活用を行う。

清瀬市教育の情報化推進計画策定委員会 委員名簿

職名は令和2年12月現在

委員長	渡辺 研二	教育部長
副委員長	中山 兼一	教育部参事 指導課長
委員	水野 恵美子	清瀬第三小学校長
	堀内 雅之	清瀬第五中学校長
	西山 智	清瀬第八小学校副校長
	武田 雅之	清瀬第三中学校副校長
	長島 寛和	清瀬第六小学校主幹教諭
	長藤 正嗣	清瀬第二中学校教諭
	細山 克昭	教育総務課長（事務局代表）
	馬場 一平	指導課副参事 指導課統括指導主事
	柴崎 大輔	指導課指導主事

事務局	野中 大輔	教育総務課庶務係長
	島崎 節子	教育総務課庶務係
	若野 俊佑	教育総務課庶務係

■ 委員会開催日及び討議内容

- 第1回 令和2年10月9日(金) 健康センター会議室
----- 委員紹介 第1章教育の情報化推進計画について 討議
- 第2回 令和2年10月19日(月) 健康センター会議室
----- 第2章第1節から第3節 教育の情報化の方向性について 討議
- 第3回 令和2年11月6日(金) 市役所本庁舎
----- 第2章第4節から第3章 校務支援システムの活用について 討議
- 第4回 令和2年11月13日(金) 健康センター会議室
----- 全体を通して校正